金融担当大臣 自見 庄三郎 殿

全国金融労働組合連合会 中央執行委員長 松木 静雄

「二重債務問題」など当面の金融行政に対する要請

3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしています。被災者・企業支援 のため、これまでの金融行政にとらわれない思い切った政策が求められています。

岩手・宮城・福島3県に本店のある38の地域金融機関と大手3行合計で5月末時点、企業向け融資4520億円、住宅ローン1045億円の返済が滞っている(金融庁調査)、と発表されています。また、返済が困難なため、「条件変更」を行っている企業向け融資や住宅ローンも数千億円に上ると報道されています。

このような中、津波で住宅や店舗、工場設備など全てを失いながら、借金だけ残った被災者・ 企業からは、せめて「マイナスからではなくゼロからの出発」ができるようにして欲しい、との 切実な声が上がっており、「二重債務問題」の解決は緊急の課題です。しかし、現在出されてい る政府案では、支援を受けられる企業は限られ、金融機関の負担も大きすぎ、「二重債務問題」 の解決にはほど遠いものです。

金融労連では、二重債務問題の解決や改正金融機能強化法について、別紙のような提言・見解をまとめていますが、被災者・企業の将来に展望がもてる生活・事業支援のため、被災地の地域金融機関がその金融機能を十分発揮できるよう、当面の金融行政について次の通り要請します。

記

- 1. 「二重債務問題」の解決のため、再生可能の名目で選別するのではなく、再生の意欲のある中小企業や被災者を幅広く地域金融機関が支援できるよう、次のような枠組みをつくること。
 - ① 再生の意欲のある中小零細企業や被災者の債権を、金融機関から「買い取り機関」が買い取り、「買い取り機関」は被災の実情に応じて、債務の減免を行う。
 - ② 買い取りのための財源は金融業界全体で負担する。
 - ③ 金融機関が新規融資に積極的に応じるよう指導するとともに、「貸しやすく」「借りやすく」するため、100%保証の制度融資や利子補給など拡充を図る。
- 2. 避難区域や警戒区域を営業基盤とする地域金融機関に対し、東電による原発事故の損失補償がなされるよう、監督官庁として働きかけること。
- 3. 改正金融機能強化法の施行に当たっては、次の点に留意すること。
 - ① 申請は個々の金融機関の経営判断に任せ、行政は介入しない。合併や再編を押しつけない。
 - ② 「経営強化計画」について、従業員の雇用や労働条件が守られるよう、労使協議が十分行われているかチェックする。
 - ③ 資本注入を受けた金融機関が返済猶予や債権放棄、新規融資などを進め、地域での金融機能を発揮しているかどうか、単に数値だけでなく地元自治体や商工団体の意見も聞き取りチェックする。

以上